

平成 28 年 7 月 4 日

## 課題の協議調整に係る専門委員の委嘱について（提案）

一般海域における洋上風力発電の立地・開発に関しては、管理権者が国・地方公共団体いずれにあるのか、また、海域を継続的に占有するにあたっての法的ルールも十分に整備されていないのが現状です。

一部の都道府県では、「一般海域の管理に関する条例」を定め、工作物の設置等に関する規制を行っており、新潟県においては「新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例」による規制があります。

しかし、これら条例は必ずしも洋上風力の設置に対する規制を目的とするものではありません。

現行の法制度の下で洋上風力発電事業を進めるため、法的根拠付けについて国・県の協力を得ながら協議を重ねているところですが、今後の協議を進め課題を解決するにあたり、関係法に精通した有識者の協力が不可欠な状況にあります。

つきましては、村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例第 3 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり「専門の委員」を委嘱し、課題の解決を図りたく提案いたします。

## 記

## 1. 委嘱する者

名古屋大学大学院環境学研究科  
洋上風力発電事業と地域の共発展寄附講座  
准教授 梶脇 利彦 氏

## 2. 対象とする課題

一般海域における洋上風力発電設備の設置に関する法的根拠付け

○村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例

平成26年10月28日

条例第44号

(設置)

第1条 地域の関係者と密接な連携のもと、発電事業者が提案する村上市岩船沖における大規模な洋上風力発電計画について協議、調査及び審議し、洋上風力発電の円滑な導入を推進するため、村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議、調査及び審議する。

- (1) 発電事業者の評価選定に関する事項
- (2) 発電事業者が提案する洋上風力発電計画に関する事項
- (3) 洋上風力発電の課題に関する事項
- (4) 洋上風力発電の情報共有に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 村上市長
- (2) 漁業関係者
- (3) 関係地域住民の代表者
- (4) 関係諸団体に属する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関等
- (7) 発電事業者の代表

3 前項第7号の委員は、前条第1号により委員会が評価選定した者を委員として加える。

4 専門の事項を審査するため必要があるときは、前3項の規定にかかわらず委員会に専門の委員5人以内を加えることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第4項による専門の委員は、当該専門の事項について審議が終了したときは、退任するものとする。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

2 役員は、委員の互選により定める。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 委員は、都合により会議を欠席する場合あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。

5 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(評価委員会)

第8条 委員会に、発電事業者を選定するための検討評価を行う評価委員会を置く。

2 評価委員会について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 岩船沖洋上風力発電事業に関する課題協議調整の流れ

